○防災科学技術研究所契約研究員給与規程

（平成 18 年 3 月 31 日　18 規程第 6 号）

改正　平成 19 年 11 月 30 日　19 規程第 7 号　平成 20 年 12 月 26 日　20 規程第 9 号
平成 22 年 3 月 12 日　22 規程第 1 号　平成 23 年 3 月 31 日　23 規程第 6 号
平成 25 年 3 月 14 日　25 規程第 18 号　平成 26 年 3 月 13 日　26 規程第 5 号
平成 29 年 3 月 29 日　29 規程第 16 号　平成 30 年 3 月 27 日　30 規程第 20 号
平成 30 年 11 月 13 日　30 規程第 88 号　令和元年 9 月 26 日　元規程第 41 号
令和 4 年 12 月 22 日　4 規程第 44 号　令和 5 年 2 月 22 日　5 規程第 17 号
令和 8 年 3 月 12 日　8 規程第 23 号

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員就業規則（18 規則第 2 号。以下「有期雇用職員等就業規則」という。）第 24 条の規定に基づき、防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）に勤務する有期雇用職員等就業規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定する契約研究員及び第 3 項第 1 号に規程する契約研究員（無期契約）（以下「契約研究員等」という。）の給与について定めることを目的とする。

（法令との関係）

第 2 条　契約研究員等の給与については、この規程その他諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによるものとする。

（給与体系）

第 3 条　契約研究員等の給与は、基本給、業績手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当とする。

2　基本給及び管理職手当は、年額とする。

（重複給与の禁止）

第 4 条　契約研究員等が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはない。

（給与の支給日）

第 5 条　給与（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、業績手当及び通勤手当を除く。以下この条において同じ。）は、毎月 17 日（以下「支給日」といい、その日が休日にあたるときは、職員（防災科学技術研究所職員給与規程（13 規程第 17 号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に準ずる。）にその月の月額の全額を支給する。ただし、月の初日以外の日に採用された者で、採用された日が、当該月の支給日以降の場合は、当該月の給与は翌月の支給日に支給するものとする。

2　時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、支給日に、その前月の月額の全額を支給する。

3　業績手当の支給日は、6 月 30 日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。

(支給方法)

第 6 条　契約研究員等の給与は、次条の定めるところにより契約研究員等の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を、当該契約研究員等の同意を得て原則としてその者の預貯金口座へ振込むことによって支払うものとする。

(給与の控除)

第 7 条　次に掲げるものは、給与の支払いの際に控除する。

(1)　法令で定めるもの

所得税、地方税、その他の法令で定めるもの

(2)　労基法第 24 条第 1 項ただし書に基づく労使協定によるもの

(死亡による給与の受取人の指定)

第 8 条　契約研究員等が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2　支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 42 条から第 45 条の定めるところによる。

(非常時における給与の支給)

第 9 条　契約研究員等が、契約研究員等又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給日前であっても、請求日までの勤務実績に基づき遅滞なく支給する。

(給与の減額)

第 10 条　契約研究員等が所定勤務時間の一部を勤務しないときは、年次休暇による場合、年次休暇以外の有給の休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、勤務しなかった期間に相当する給与を減額して支給する。

2　契約研究員等が前項の規定による所定勤務時間の一部を勤務しなかった日数及び時間数は、その給与期間によって計算するものとし、その時間数に 1 時間未満の端数がある場合、端数は切り捨てる。

3　前項の規定による所定勤務時間の一部を勤務しなかった場合に減額する給与は、次条及び第 12 条により算出する。

4　前項により算出される額が基本給月額より大である場合には基本給月額（みなし時間外勤務手当相当額を除く額）を超えて減額しない。

5　契約研究員等が、前各項に関わらず、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その月の勤務すべき全時間を勤務しない場合、その月の以下の給与の月額を減額する。

イ　基本給

ロ　管理職手当

(勤務1日当たりの給与額)

第11条　契約研究員等の勤務1日当たりの給与額は、契約研究員基本給表に定める基本給を当該年度に勤務すべき日数で除して得た額とする。ただし、前条による給与の減額の場合は、第14条第1項に規定する基本給のうちみなし時間外勤務手当相当額を除く額を当該年度に勤務すべき日数で除して得た額とする。

2　前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第12条　契約研究員等の勤務1時間当たりの給与額は、前条第1項の規定により計算された額を7.75で除して得た額とする。

2　前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

第13条　削除

第2章　給与

第1節　基本給

(基本給)

第14条　契約研究員等の基本給は、次に掲げるとおりとする。

(1)　契約研究員基本給表

契約研究員基本給表

号俸	基本給(年額)		
		基本給のうちみなし時間外勤務手当相当額を除く額	基本給のうちみなし時間外勤務手当相当額（月15時間相当）
	円	円	円
1-1	4,693,200	4,221,600	471,600
1-2	5,440,800	4,894,800	546,000
2-1	6,534,000	5,877,600	656,400
2-2	6,968,400	6,268,800	699,600
3-1	7,204,800	6,481,200	723,600
3-2	7,988,400	7,185,600	802,800

4-1	8,505,600	7,651,200	854,400
4-2	9,200,400	8,276,400	924,000
5-1	10,274,400	9,242,400	1,032,000
5-2	10,550,400	9,490,800	1,059,600
5-3	11,091,600	9,978,000	1,113,600
5-4	11,479,200	10,326,000	1,153,200

2　契約研究員等の基本給には、職員給与規程第24条に定める地域手当、第34条に定める期末手当、第35条に定める勤勉手当、勤務時間を延長し又は休日に勤務させた場合における1月あたり15時間相当の割り増し賃金(以下「みなし時間外勤務手当相当額」という。)及び退職手当に相当する額を含む。

(号俸の決定)

第15条　契約研究員等の基本給の号俸は、その者の業績、知識経験、学歴、その者が従事する研究業務の困難及び重要の度並びに研究所に勤務する他の契約研究員等との均衡を考慮して、前条第1項第1号及び第2号に定める基準に従い決定する。

2　前条に規定する年額は、雇用予定期間が4月1日から翌年3月31日までのものとする。

3　理事長が契約研究員等の業績、知識経験、学歴等を勘案して特に必要と認める場合は、前条第1項及び本条第1項の規定にかかわらず基本給の決定ができる。

(基本給月額)

第16条　基本給月額は、前条第1項の規定により決定した号俸による基本給又は前条第3項の規定により決定した基本給の額を12で分割した額とする。

(年度途中の採用の場合の基本給)

第17条　契約研究員等が年度途中における月の初日に採用された場合の基本給は、前条の規定による基本給月額とし、契約研究員等が採用された月に応じた次表に定める割合を基本給月額に乗じて得た額を、その者の基本給とする。

採用月日	割合
5月1日	11
6月1日	10
7月1日	9
8月1日	8
9月1日	7
10月1日	6

11 月 1 日	5
12 月 1 日	4
1 月 1 日	3
2 月 1 日	2
3 月 1 日	1

2　契約研究員等が年度途中における月の初日以外の日に採用された場合は、前条の規定による基本給月額から、第 11 条の規定により算出した勤務 1 日当たりの給与額に採用された日以後当該月において勤務を要する日を乗じて得た額に、採用された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの月数に応じた前項の規定による割合を乗じて得られる額を加えた額をその者の基本給とする。

(年度途中の離職の場合の基本給)

第 18 条　契約研究員等が年度中途において離職した場合の基本給は、次に掲げるとおりとする。ただし、死亡により退職するときは、その月の基本給月額の全額を支給し、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第 5 条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額を、その者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

(1)　月の末日に離職する場合は、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第 5 条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額

(2)　月の末日以外に離職する場合は、第 11 条に規定する勤務 1 日当たりの額に離職の日後の当該月において勤務しない日数(防災科学技術研究所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第 10 条に規定する休日を除く。)を乗じて得た額と、発令された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第 5 条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

第 2 節　手当

(業績手当)

第 19 条　業績手当は、契約研究員等の中から理事長が極めて優秀な業績を上げたと判断した者に対して支給する。

2　業績手当の支給額は 200,000 円の範囲内としその支給額は理事長が別に定める額とし、次項で定める財源の範囲内において支給する。

3　業績手当の財源は、6 月 1 日に在職する契約研究員等の基本給の総額に１０００分の３．７を乗じて得た額を財源とする。

(通勤手当)

第 20 条　通勤手当は、職員給与規程第 27 条第 1 項に規定する通勤手当の支給要件に該当する契約研究員等に支給する。

2　前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

(管理職手当)

第21条　管理職手当は、職員給与規程第22条に規定する管理職手当の支給要件に該当する契約研究員等に支給する。

2　前項に規定する年額は、雇用予定期間が4月1日から翌年3月31日までのものとする。

3　管理職手当月額、年度途中の採用の場合の管理職手当及び年度途中の離職の場合の管理職手当の取り扱いについては、基本給の例による。

4　前3項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、管理職手当支給細則を準用する。

(時間外勤務手当)

第22条　所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた契約研究員等には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、その時間数が第14条第2項に定める時間数を越える部分に限る。

(1)　所定勤務時間が割り振られた日及び休日(法定休日を除く。)における勤務
100分の125

(2)　法定休日における勤務
100分の135

2　前項第1号に該当する時間(第14条第2項に定める時間数を含む。)が1箇月について60時間を超えた契約研究員等には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項第1号にかかわらず100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

(端数計算)

第22条の2　前条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(時間外勤務手当の適用除外)

第23条　前条の規定は、第21条の規定の適用を受ける契約研究員等には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第24条　第21条の規定に定める契約研究員等のうち管理、監督又は指導の複雑、困難及び責任の度が高い契約研究員等が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により防災科学技術研究所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員勤務時間、休憩、休日

及び休暇等規程第 10 条の規定に基づく休日に勤務した場合は、当該契約研究員等には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2　前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後 10 時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合（この条において、「深夜勤務」という。）は、当該契約研究員等には、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、深夜勤務時間に対して、1 時間につき第 11 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じた額が、支給される管理職特別勤務手当の額を超える場合には、その額を管理職特別勤務手当として支給する。

3　前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当支給細則を準用する。

第 3 章　給与の特例

（休職者の給与）

第 25 条　有期雇用職員等就業規則第 37 条に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給与については、支給しない。

（育児休業をする契約研究員等の給与等）

第 26 条　防災科学技術研究所育児・介護休業等規程又は防災科学技術研究所有期雇用職員育児・介護休業等規程による育児休業をしている期間中の契約研究員等の給与については、別に定める。

（介護休業期間中の契約研究員等の給与等）

第 27 条　防災科学技術研究所育児・介護休業等規程又は防災科学技術研究所有期雇用職員育児・介護休業等規程による介護休業期間中の契約研究員等の給与については、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（特別研究員及び特別技術員給与規程の廃止）

2　防災科学技術研究所特別研究員及び特別技術員給与規程（13 規程第 25 号。以下「特別研究員等給与規程」という。）は、廃止する。

（地震防災フロンティア研究センター契約職員謝金支給規程の廃止）

3　地震防災フロンティア研究センター契約職員謝金支給規程（13 規程第 31 号。以下「契約職員謝金規程」という。）は、廃止する。

（特別研究員等給与規程等の廃止に伴う経過措置）

4　平成 18 年 3 月 30 日に特別研究員等給与規程又は契約職員謝金規程の適用を受けていた者で、この規程の施行期日（以下「施行日」という。）においてこの規程の適用を受け引き続き従来と同様の業務に従事する者で理事長が平成 17 年度給与との均衡を考慮し

て必要と認める者については、第14条第1項及び第15条第1項から第3項までの規定にかかわらず、理事長が定める額を基本給とする。

(三木単身赴任手当に関する経過措置)

5　施行日においてこの規程の適用を受ける者であって、平成18年3月30日において三木単身赴任手当の支給を受けていた者の三木単身赴任手当の支給については、なお、従前の例による。

附　則(平成19年11月30日　19規程第7号)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附　則(平成20年12月26日　20規程第9号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成21年5月21日から施行する。

附　則(平成22年3月12日　22規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月31日　23規程第6号)

(施行期日)

1　この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　平成23年3月31日にこの規程の適用を受けていた者で、この規程の施行期日において契約の更新により引き続きこの規程の適用を受け従前と同様の業務に従事する者にあっては、第14条第1項及び第15条第1項から第3項までの規定にかかわらず、更新前額を基本給とする。

附　則(平成25年3月14日　25規程第18号)

(施行期日)

1　この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(給与の特例)

2　平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、規程第14条に定める基本給表は、次に定めるとおりとする。

(1)　契約研究員(研究員型)基本給表

号俸	基本給(年額)
1	5,535,540
2	6,118,176
3	6,853,068

4	7,545,900
5	8,088,228
6	8,845,068
7	9,340,980
8	9,686,376

(2)　契約研究員(技術員型)基本給表

号俸	基本給(年額)
1	3,396,288
2	4,064,808
3	4,671,612
4	5,247,564
5	5,655,528
6	5,897,928
7	6,353,916
8	6,559,776

3　特例期間における、規程第15条第5項の決定については、職員給与規程の一部を改正する規程(24規程第7号)附則第2項に基づく支給減額率を勘案して決定する。

4　特例期間における、契約研究員給与規程の一部を改正する規程(23規程第6号)附則第2項の適用を受ける契約研究員の基本給については、平成23年3月31日に適用を受けていた基本給にかかわらず、以下の表に定める額とする。

(1)　契約研究員(研究員型)基本給表

平成23年3月31日に適用を受けていた号俸	基本給(年額)
1	5,577,816
2	6,013,032
3	6,682,620
4	7,276,956
5	7,898,952
6	8,304,780
7	8,829,912
8	9,319,320

(2)　契約研究員(技術員型)基本給表

平成23年3月31日に適用を受けていた号俸	基本給(年額)
1	4,001,952
2	4,761,888
3	5,497,824
4	5,765,124
5	6,433,596

6	6,921,684

附　則(平成26年3月13日　26規程第5号)

この規程は、平成26年3月13日から施行する。

附　則(平成29年3月29日　29規程第16号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成30年3月27日　30規程第20号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成30年11月13日　30規程第88号)

この規程は、平成30年11月13日から施行する。

附　則(令和元年9月26日　元規程第41号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附　則(令和4年12月22日　4規程第44号)

(施行期日)

1　この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2　令和5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において契約研究員(研究員型)及び契約研究員(研究員型)(無期契約)並びに契約研究員(技術員型)及び契約研究員(技術員型)(無期契約)として在職する契約研究員等(契約研究員及び契約研究員(無期雇用)をいう。以下同じ。)であって、同日における号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表第1に掲げられているものの、切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、その者の切替日の前日における職種(以下「旧職種」という。)、旧号俸及びその者が旧号俸を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて同表の新号俸欄に定める号俸とする。ただし、切替日から切替日以降最初に迎える3月31日までの間において55歳に達する者については、原則として経過期間の別を6事業年度未満とした場合の新号俸欄に定める号俸とする。

(号俸の切替えの例外)

3　前項の規定による基本給額が、他の契約研究員等との均衡を著しく失する場合は、前項の規定にかかわらず、改正後の契約研究員給与規程第15条第1項の規定により号俸を決定するものとする。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

4　基本給の切替えに伴う経過措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　第2項前段の規定の適用を受ける契約研究員等で、その者の受ける基本給が切替日の前日において受けていた基本給に達しないこととなる契約研究員等には、基本給のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

(2)　以下に該当する契約研究員等の切替日における基本給は第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

イ　この規程による改正前の防災科学技術研究所契約研究員給与規程(以下「改正前契約研究員給与規程」という。)第15条第5項の規定の適用を受ける者　切替日の前日に受けていた基本給の改正前契約研究員給与規程第14条第1項における直近下位にあたる号俸の基本給と附則別表第1において対応する号俸の基本給との差額を切替日の前日に受けていた基本給に加えた額

ロ　出向契約等に基づき雇用する者のうち出向元機関の規程に準じて基本給額を決定している者　原則として切替日の前日に受けていた基本給と同じ額

附則別表第1

契約研究員基本給表の適用を受ける契約研究員等の新号俸

旧職種	旧号俸	経過期間	新号俸
契約研究員(技術員型)及び契約研究員(技術員型)(無期契約)	1号俸	6事業年度未満	1-1号俸
		6事業年度以上	1-2号俸
	2号俸	6事業年度未満	1-1号俸
		6事業年度以上	1-2号俸
	3号俸	6事業年度未満	1-1号俸
		6事業年度以上	1-2号俸
	4号俸	6事業年度未満	1-1号俸
		6事業年度以上	1-2号俸
	5号俸	6事業年度未満	1-1号俸
		6事業年度以上	1-2号俸
	6号俸	6事業年度未	1-1号

		満	俸
		6事業年度以上	1-2号俸
	7号俸	6事業年度未満	1-1号俸
		6事業年度以上	1-2号俸
	8号俸	6事業年度未満	1-1号俸
		6事業年度以上	1-2号俸
契約研究員(研究員型)及び契約研究員(研究員型)(無期契約)	1号俸	6事業年度未満	2-1号俸
		6事業年度以上	2-2号俸
	2号俸	6事業年度未満	3-1号俸
		6事業年度以上	3-2号俸
	3号俸	6事業年度未満	3-1号俸
		6事業年度以上	3-2号俸
	4号俸	6事業年度未満	4-1号俸
		6事業年度以上	4-2号俸
	5号俸	6事業年度未満	5-1号俸
		6事業年度以上	5-2号俸
	6号俸	6事業年度未満	5-2号俸
		6事業年度以上	5-3号俸
	7号俸	6事業年度未満	5-3号俸
		6事業年度以上	5-4号俸
	8号俸	6事業年度未	5-4号

		満	俸
		6事業年度以上	5-5号俸

附　則(令和5年2月22日　5規程第17号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和8年3月12日　8規程第23号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。